

第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画《概要版》

1. 第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画策定

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもの読書環境を地域全体で整備し、読書活動を推進する土壌をさらに固めるために「第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画」を策定します。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

第 9 条第 2 項 当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

国：子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次） 平成 30 年 4 月

東京都：第三次東京都子供読書活動推進計画 平成 27 年 2 月

2. 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

3. 計画の目標

(1) 子どもの読書環境の整備・充実

0 歳から 18 歳までの子どもの読書活動を推進し、より多くの子どもたちが自発的に本を手にし、読書に親しむことができるように、また、子どもの発育段階によって、人間形成に必要な本に出会えるように、様々な場所において子どもの読書環境のさらなる整備・充実を目指します。

(2) 子ども読書活動に関する理解の促進

「子どもの読書」が、子どもの知的な発達・興味・関心等への影響が大きいものとして、保護者や教員など子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めるために関係機関と連携し、普及・啓発事業を積極的に行っていきます。

(3) 家庭・学校・地域の連携

図書館を中心に、学校・保育園・幼稚園などの関係機関をはじめ、行政の関係部局と連携し、読書ボランティアなどの地域住民や保護者が相互協力できる体制を整備し、地域社会全体の取組として子どもの読書活動を推進していきます。

4. 瑞穂町における子ども読書活動推進の主な取組

家庭・地域の取組

- ①乳幼児期の子どもたちへの絵本・紙芝居の読み聞かせ等の推進
- ②家庭内での読書環境の整備
- ③子どもが興味・関心をもつような本の整備
- ④図書館などで行われている「おはなしの会」への参加
- ⑤保育園・幼稚園や児童館等における読書活動の啓発

学校の取組

- ①児童・生徒の成長・発達と興味に応じた蔵書の充実
- ②学校の特性を生かした活動の推進
- ③読書計画に基づく指導と取組の充実
- ④読書時間の確保と読書の記録簿の活用
- ⑤子どもの主体的・意欲的な読書活動や学習活動の充実

図書館の取組

- ①子どもの興味や特性・発達段階に合わせた選書と蔵書の充実
- ②「おはなしの会」の充実
- ③おすすめコーナーや良書案内の充実
- ④子ども・保護者に対する広報及び相談活動の充実
- ⑤リサイクル図書の再活用促進
- ⑥学校との連携強化
- ⑦デジタル化した地域資料の効果的な活用手法の検討

新規事業

- ①乳幼児向けの読書手帳「本の思い出」の効果的な活用方法を検討
- ②図書館を使った調べる学習コンクール（地域コンクール）を継続することによる課題解決力の育成
- ③乳幼児期から高校生までの子どもが気軽に本に親しめるような改修事業の推進